

ID: 1305

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	改善措置命令及び指定の取消し		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第121条第2項及び第3項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 法第121条の規定による。 (監督等) 第121条 市町村長は、第119条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、推進法人が第119条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第118条第1項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日